

議第108号

社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年4月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の一部を改正する条例

社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（平成21年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例第1条中「社団法人滋賀県造林公社（）」を「一般社団法人滋賀県造林公社（）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。